平成２９年（再イ）第７１号
仙台市宮城野区榴ケ岡108―16　榴岡パークビル306（住民票上の住所）千葉県市川市稲荷木１丁目12番７号
再生債務者　菊地　淳志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第１０１号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂77番地13化粧坂コーポ303号（前住所）宮城県宮城郡利府町沢乙字大沢東26－１グランメゾンⅡ101
再生債務者　松澤　　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２７９号
愛知県あま市篠田小町塚40番地６
再生債務者　森崎　理恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第５２号
名古屋市中川区西日置１－８―12　レオパレスかこまち303号室（住民票上の住所）浜松市中区領家２丁目21番11号　テラスハウス杉浦Ａ－１
再生債務者　鈴木　　顕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１３４号
京都市西京区桂千代原町84番地８
再生債務者　染の彩美こと　吉見　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第１４３号
京都市東山区今熊野南日吉町81番地11
再生債務者　岡本　陽一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第１４４号
京都市伏見区醍醐合場町27番地59
再生債務者　丸谷　一允
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再イ）第１号
京都府舞鶴市八反田北町48番地
再生債務者　三橋　利至
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
京都地方裁判所舞鶴支部再生係

平成３０年（再イ）第７号
大阪府岸和田市上町37番９号
再生債務者　東山　延幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成３０年（再イ）第１号
釧路市益浦４丁目19番16号
再生債務者　鈴木　亨幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日　　釧路地方裁判所

平成３０年（再イ）第２号
北海道川上郡標茶町桜14丁目７番地
再生債務者　小澤　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日　　釧路地方裁判所

平成２９年（再イ）第４１号
長野県松本市波田8265番地１　大月貸家２号
再生債務者　榎本真美絵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日　長野地方裁判所松本支部

平成３０年（再イ）第９号
大阪府岸和田市畑町１丁目７番33―102号
再生債務者　工藤　靖之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１４号
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地789、旧住所鳥取県鳥取市吉岡温泉町484番地４
再生債務者　栂尾　智毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第８号
福岡県柳川市三橋町吉開640番地２
再生債務者　冨安　孝仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月16日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第７号
平成30年５月９日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 30 年 5 月 30 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第Ｄ185号
2．名称　東洋精工株式会社
3．住所　福岡県北九州市戸畑区牧山海岸３番10号
4．特定計量器の種類　非自動はかり

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第８号
平成30年５月10日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 30 年 5 月 30 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第Ｑ186号
2．名称　株式会社三恵
3．住所　千葉県千葉市美浜区真砂３－６－５
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計